

プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 31 号

プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例の一部の施行期日を定める規則

プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例（平成 16 年岩手県条例第 67 号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成 19 年 6 月 1 日とする。